

上田市ふるさと寄附金パートナー企業 募集要領

1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度による上田市への寄附促進と地元特産品などのPR、販売促進および地元事業者の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者にお礼の品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品等」という。）を提供する上田市ふるさと寄附金パートナー企業（以下「パートナー企業」という。）を募集する。

2 パートナー企業の要件

次の項目を全て満たしていること。

- (1) 上田市内に本社（本店）、支社（支店）、事務所、事業所、工場や加工所等を有する企業または個人事業者であること。
- (2) 各種法令、市条例等に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (3) 上田市内の法人にあっては、上田市に法人市民税に係る「法人設立（設置）異動等申告書」が提出されており、法人市民税の申告が行われていること。
- (4) 上田市内の個人事業者にあっては、上田市に住民登録があり、市内で返礼品等の提供に係る主たる事業を営み、その事業内容に基づいた所得税または個人市県民税の申告が行われていること。
- (5) 上田市外の企業または個人事業者の場合は、総務省が示す地場産品基準に合致する返礼品等の提供ができる企業または個人事業者であって、返礼品等の原材料の主要な部分が上田市内で生産されたものであるなど、上田市が特に認める企業または個人事業者であること。
- (6) 市税の滞納がないこと。
- (7) 必要に応じて上田市及び上田市が認める関係者による事業所等の立ち入り調査等の実施に応じることができること。
- (8) 上田市がふるさと寄附金事業の運営に関して業務委託をした事業者が、その業務遂行にあたり必要とする契約等に応じることができること。
- (9) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

3 返礼品等の要件

次の項目を全て満たしていること。

- (1) 上田市内で生産、製造、加工等されているものであり、総務省が示す地場産品基準に合致すること。また、地場産品基準等に合致した書類の整備・保存をすること。
- (2) 上田市の魅力を感じていただけるものであること。
- (3) 上田市内の原材料や地域ブランドの活用等、農業振興や雇用創出、観光PRとい

った地域産業の振興につながる要素を有する商品等であること。

- (4) 上田市の求めに応じ、返礼品等について生産地、加工又は製造地、原材料の産地（特に食品産地名の適正表示）や原材料に応じた重量等の詳細、加工その他の工程等の内容を客観的に確認でき得る挙証資料により明らかにできること。
- (5) 原則として、一般的な市場に流通している商品やサービスであること、なお、上田市への提供価格は一般的な当該商品やサービスの市場流通価格以下であること。
- (6) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。
- (7) 返礼品等の送付依頼を受けた後、寄附者に対して速やかに返礼品等の発送ができること。ただし、生産等の期間が限定されるものについては、上田市が採用するふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」と言う。）の返礼品等の記事内に明記することを条件とする。
- (8) 加工食品等の場合は、寄附者に到着後少なくとも 10 日以上の消費期限が保証されるものであること。
- (9) 生鮮食品等については、品質を保証する期間が少なくとも 10 日以上あること。

4 返礼品等の登録制限

- (1) 返礼品等の登録数は、一パートナー企業当たり、品切れ等による一時停止等の返礼品等を含め 40 件を上限とする。ただし、寄附実績等を鑑み、本市が認める場合はこの限りではない。
 - (2) 登録済の返礼品等が 40 件の上限に至っている場合は、パートナー企業は登録済の返礼品のうち、新たな返礼品等の登録に必要な数を取り下げ、入替えて登録することとする。
 - (3) 上田市は、返礼品等の登録日から 1 年を経過した後の最初の 3 月 31 日までの間において、受注が 1 件以下である返礼品等について随時登録を抹消できることとする。
- ※ 経過措置として、2023 年 3 月 31 日以前から登録されているパートナー企業の返礼品等については、本要領 4 の（1）に規定する上限数を適用せず、現在の返礼品登録内容を維持する。

5 個人情報の保護

パートナー企業は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、上田市個人情報保護条例（平成 18 年条例第 13 号）の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

寄附者の個人情報は、その返礼品等の送付以外の目的に使用できないこととする。

6 パートナー企業のメリット

- (1) ポータルサイトにて、返礼品等の画像や品名、パートナー企業名などを掲載する。
- (2) 公式 X（旧 Twitter）アカウント「上田市ふるさと納税・移住交流（@Uedaijufurusato）」にて返礼品等を随時紹介する。
- (3) 上田市が作成するふるさと寄附金パンフレット等に返礼品等及び企業名を掲載し、希望者へ送付するほか、上田市が参加する都市部等でのイベント等にて配布する。
- (4) 返礼品等の発送時に自社商品等のパンフレット等の同封を可能とする。

7 その他留意事項

- (1) ポータルサイトへの返礼品等の情報掲載に際し、必要な情報を提供するとともに、上田市及び上田市が認める関係者による取材や撮影等に協力すること。
- (2) 新たに返礼品等の登録を希望する場合や登録された返礼品等を変更・取下等する場合は、遅滞なく上田市へ報告し、承認を受けること。
- (3) 返礼品等に関して寄附者から苦情や問合せ等があった場合は、真摯に対応し解決

に努めるものとし、苦情等の内容について上田市へ報告すること。

- (4) 上田市は、パートナー企業又は返礼品等が本要領2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合や、産地名の不適正表示を行った場合は、返礼品等の提供を取り止め、パートナー企業の登録を抹消する。また、登録抹消により上田市が被った損害については、賠償請求することができる。
- (5) 返礼品等の提供にあたり、上田市がパートナー企業に支払う額は、パートナー企業が希望する返礼品等の対価と実費相当額の送料から支払い処理に要する振込手数料を除いた金額とする。

8 応募方法

『上田市ふるさと寄附金 パートナー企業登録申込書』に必要事項を記入し、添付書類とともに上田市 移住交流推進課に提出する。

9 選考方法

申込書の内容や企業活動等及び上田市による調査結果を総合的に判断し、パートナー企業及び返礼品等を決定し、可否を連絡する。

10 適用

本要領は、2023年4月1日から適用する。

2025年4月1日一部改正する。

11 応募・問合せ先

〒386-8601 長野県上田市大手 1-11-16

上田市 市民まちづくり推進部 移住交流推進課

TEL：0268-71-6734（直通） FAX：0268-23-5246

メール：furusato-kifu@city.ueda.nagano.jp

【参考】

1 総務省の示す地場産品基準の基本的な考え方

ふるさと納税は、住所地団体に納める個人住民税の一部をふるさと等へ実質的に移転させる効果を持つ制度であることから、寄附金の使い途も高い公益性が求められるものであり、返礼品等を提供する場合も、当該返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要である。

したがって、返礼品等を提供する場合には、「当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの」とすることとしている。

2 地場産品基準の概要

次の各号に該当するものであること。

- (1) 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- (2) 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- (3) 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- (3) イ（熟成肉） 地場産品基準第3号イに規定する、当該地方自治体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
- (3) イ（精米） 地場産品基準第3号イに規定する、当該地方自治体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
- (3) ロ（企画立案） 当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行われており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの。
- (4) 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- (5) 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- (6) 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- (7) 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- (7) の2（宿泊） 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
- (7) の3イ 五万以下（宿泊） 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供の役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。

- (7) の 3 ロ 該当地域（宿泊） 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供の役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの。
- (7) の 4（電気） 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- (8) イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
- (8) ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
- (8) ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- (9) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
- (9 9) 前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（例：○○pay 商品券、△△pay）
- セット 前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。